

## 一般社団法人日本解剖学会学術集会運営規約

(目的)

第1条 本規約は定款第5条により、全国学術集会、および、支部学術集会について必要な事項を規定する。

(全国学術集会)

第2条 全国学術集会には、原則として会頭1名、副会頭若干名をおく。副会頭は会頭が委嘱する。各々の任期は社員総会にて当該全国学術集会の会頭が決定した日から、当該全国学術集会の実施の年度末までとする。

- 2 会頭は全国学術集会の企画、立案ならびに執行に伴う会務を総理する。
- 3 副会頭は会頭を補佐し、必要あるときは会頭の代理となることができる。
- 4 会頭及び副会頭は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第3条 全国学術集会開催校は3年先まで社員総会において決定する。

- 2 開催校は公募締切日までに学会事務局へ文書で開催希望のあることを申し出る。
- 3 理事会は全国学術集会開催校を社員総会に推薦する。

第4条 全国学術集会に要する経費は、本会からの費用、出席会員から徴収する集会費及び寄付金をもってこれに充てる。

- 2 集会費等の金額ならびに徴収方法は、会頭がこれを決める。

(支部学術集会)

第5条 支部学術集会の運営は、原則として、全国学術集会に準ずるものとする。但し、発表者の資格・発表内容の記録様式等に関しては常務理事会の承認を得た上で、開催校がその年度の支部学術集会に限り、これを変更することができる。

第6条 支部学術集会開催校は各支部にて前年度までに決定する。

- 2 各支部は支部学術集会開催校を理事会に報告する。

第7条 支部学術集会に要する経費は、本会からの費用、出席会員から徴収する集会費及び寄付金をもってこれに充てる。

- 2 集会費等の金額ならびに徴収方法は、開催校がこれを決める。

(規約の改廃)

第8条 本規約の改廃は、理事会にて議決し、社員総会ならびに会員に報告する。

附 則 この規約は平成25年2月9日より施行する。